

○茅ヶ崎市道路占用料徴収条例

昭和47年5月25日

条例第15号

改正 昭和51年3月30日条例第18号

昭和57年3月29日条例第12号

昭和63年3月30日条例第17号

平成3年3月28日条例第8号

平成9年3月25日条例第7号

平成9年12月25日条例第29号

平成10年3月26日条例第8号

平成12年3月29日条例第1号

平成24年10月1日条例第21号

平成25年9月30日条例第36号

平成25年12月18日条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項（法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路に係る占用料（以下「占用料」という。）及びその延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭63条例17・一部改正、平25条例46・全改）

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項（法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占有期間」という。）の初日の属する月から占有期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占用料の額を計算する場合にあつては、占有期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円とし、その額が100円を超える場合であつて、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占有期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有期間の初日の属する月から当該年度における占有期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占用料の額を計算する場合にあつては、占有期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円とし、その額が100円を超える場合であつて、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

（昭63条例17・一部改正、平25条例46・全改）

(占用料の納付方法)

第3条 占用料は、占有を開始する前に納付しなければならない。ただし、占有期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における占有期間に係る占用料は、それぞれ当該年度の市長が指定した期日までに納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、占用料が特に多額であるとき又はその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると認めるときは、当該年度内で3回以内に分割して徴収することができる。

(昭63条例17・全改、平9条例7・平25条例46・一部改正)

(占用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは占用料を減免することができる。

- (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。
- (2) 街灯又は防犯灯を設置するために占用するとき。
- (3) 公衆の用に供する電気、ガス、水道事業のために占用するとき。
- (4) 恒例による祭礼等のために一時的に占用するとき。
- (5) 一般通行の用に供する地下道及びこ道橋を設置するために占用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(平25条例46・旧第6条繰上・一部改正)

(占用料の還付)

第5条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 占用する者の責任でない理由により占用できなくなったとき。
- (2) 占用を開始する日の前日までに占用を取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(平25条例46・旧第7条繰上・一部改正)

(督促及び延滞金)

第6条 法第73条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により占用料の督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該納付金額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 法及び前項に定めるもののほか、占用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(平成10年茅ヶ崎市条例第7号)の定めるところによる。

(平3条例8・一部改正、平10条例8・全改、平25条例46・旧第8条繰上・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例46・追加)

(罰則)

第8条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円)以下の過料に処する。

(平12条例1・一部改正、平25条例46・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

(茅ヶ崎市道路占用条例の廃止)

2 茅ヶ崎市道路占用条例(昭和32年茅ヶ崎市条例第1号)は廃止する。

(平25条例36・旧第3項繰上)

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(平25条例36・追加、平25条例46・一部改正)

附 則(昭和51年条例第18号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行前の茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の規定により、徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年条例第17号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第7号)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。
2 この条例の施行の際現に占用の許可を受けている者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第8号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
2 この条例の施行前に納付義務の生じた分担金及び使用料その他の市の歳入に係る督促及び延滞金の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第36号)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例附則第4項、第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市道路占用料徴収条例附則第3項及び第3条の規定による改正後の茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第24条又は茅ヶ崎市水路に関する条例第4条第1項の規定による許可に係る占用の期間に係る占用料の額については、当該占用の期間の初日が施行日前である場合に限り、なお従前の例による。

3 前項の規定は、茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例（昭和56年茅ヶ崎市条例第2号）において第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市道路占用料徴収条例（以下「新道路占用料徴収条例」という。）第2条の規定を準用する場合並びに茅ヶ崎漁港管理条例（平成3年茅ヶ崎市条例第3号）、茅ヶ崎市都市公園条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第4号）及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例（平成12年茅ヶ崎市条例第7号）において新道路占用料徴収条例別表の規定を準用する場合について準用する。

（茅ヶ崎漁港管理条例等の一部改正）

4 次に掲げる条例の規定中「別表」の次に「（同表備考7を除く。）」を加える。

- (1) 茅ヶ崎漁港管理条例別表の1の表上記以外のものの項
- (2) 茅ヶ崎市都市公園条例別表第2の2の表上記以外のものの項
- (3) 茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例別表の1の表上記以外のものの項

別表（第2条関係）

（昭63条例17・全改、平9条例7・平9条例29・平24条例21・一部改正、平25条例46・全改）

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1月	150円
	第二種電柱		230円
	第三種電柱		310円
	第一種電話柱		130円
	第二種電話柱		210円
	第三種電話柱		290円
	その他の柱類		13円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	1円
	地下に設ける電線その他の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	130円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1月	80円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1月	270円

	所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		110円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	560円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	270円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	6円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		8円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		12円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		16円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		24円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		32円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		56円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		80円
	外径が1メートル以上のもの		160円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	270円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額を12で除して得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額を12で除して得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額を12で除して得た額
	上空に設ける通路		280円
	地下に設ける通路		170円
	その他のもの		270円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	560円

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1月	560円	
	標識		1本につき1月	210円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円	
		その他のもの	1本につき1月	560円	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	560円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,600円		
	その他のもの		2,800円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1月	270円	
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額を12で除して得た額	560円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料					
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					270円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの				Aに0.016を乗じて得た額を12で除して得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額を12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額を12で除して得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額を12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額を12で除して得た額		
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額を12で除して得た額		

	その他のもの	Aに0.011を乗じて 得た額を12で除して 得た額
政令第7条第11号に 掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け るもの	Aに0.016を乗じて 得た額を12で除して 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得 た額を12で除して得 た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて 得た額を12で除して 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて 得た額を12で除して 得た額

備考

- 1 政令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考3において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。